

原議保存期間	10年（平成38年3月31日まで）
有効期間	一種（平成38年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 組 薬 銃 発 第 1 1 号
平 成 2 7 年 4 月 2 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部 長

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行について（通達）

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第10号。以下「改正法」という。別添1参照）は、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

改正法による改正後の関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。別添2参照）の概要等及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨及び概要

改正前の法上では、税関が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する指定薬物（医療等の用途に供するものを除く。以下「違法指定薬物」という。）を発見した場合でも、それらを没収し廃棄することができず、また一部の場を除き犯則調査を実施できないなど、税関による主体的な調査や取締りに一定の制約が生じていた。

そこで、この度、違法指定薬物を法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、税関による違法指定薬物の没収や廃棄、犯則調査を可能とするとともに、違法指定薬物の輸入に対する罰則を強化することでその抑止力を高め、危険ドラッグの水際取締りの実効を期すこととしたものである。（法第69条の11関係）

2 運用上の留意事項

今般の改正により、違法指定薬物の輸入については、医薬品医療機器等法上の規定よりも重い罰則が科されることとなるのみならず、税関による犯則調査が促進され、税関を始め関係機関との情報共有及び連携した水際対策の機会が増大することが見込まれることから、当該情報共有及び連携に支障が生じることのないよう、本件改正の内容について、関係職員に対する指導教養に遺漏のないようにすること。

また、国内荷受人等に対する突き上げ捜査を一層積極的に推進すること。

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

- 地方税法等の一部を改正する法律 (二)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律 (三)
- 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律 (四)
- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (五)
- 半島振興法の一部を改正する法律 (六)
- 山村振興法の一部を改正する法律 (七)
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (八)
- 所得税法等の一部を改正する法律 (九)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律 (一〇)

政 令

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律 (一)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律 (二)
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律 (一)
- 法人税法施行令等の一部を改正する政令 (一四二)
- 地方法人税法施行令の一部を改正する政令 (一四三)
- 相続税法施行令の一部を改正する政令 (一四四)
- 消費税法施行令等の一部を改正する政令 (一四五)
- 国税通則法施行令の一部を改正する政令 (一四六)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一四七)
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (一四八)
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一四九)
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一五〇)
- 東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一五一)
- 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令 (一五二)

政 令

- 復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令 (一五三)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 (一五四)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令 (一五五)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (一五九)
- 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令 (一六〇)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令 (一六一)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一六二)
- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一六三)
- 山村振興法施行令の一部を改正する政令 (一六四)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (一六五)
- 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令 (一六六)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 (一六七)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (一六八)
- 府 令
- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府三)
- 内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令 (同二四)
- 内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同二五)
- 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同二六)

本日公布された法令の「あらまし」は、ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

【消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正】

第百二十八条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

【電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正】

第百二十九条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改正する。

【電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正】

附則第五十一条のうち租税特別措置法第十条の二第二項及び第四十二条の五第一項の改正規程（前）に関する経過措置】

第百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定であつては、当該規定、以下この条において同じ）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十一条 この附則に規定するものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

関税法及び開税暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

【関税法及び開税暫定措置法の一部を改正する法律】

第一条 関税法（昭和十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第五項中「二週間」を「一月」に改める。

第十四条の二第二項中「又はその」を「若しくはその」に改め、「係る」との下に「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」とを加える。

第六十九条の十一第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項（定義）に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く）

第二百五条の二中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改める。

【関税暫定措置法の一部改正】

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第三項本文中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、以下「オーストラリア協定」に「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日以前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第二項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を加え、同条第八項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に、「及び」を「並びに」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量」の下に「協定発効日から一年を経過した日以前の期間に係るものに限る。」及び第九条の二第二項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を加える。

第七条の四第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に、「当該年度の第三四半期」を「当該年度の第三四半期第一四半期及び第三四半期」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生日（以下この号及び第七条の八第一項において「協定発効日」という。）を「協定発効日」に、「以降」を「以後」に、「同条第一項」を「第七条の八第一項」に、「同年度の第三四半期」を「同年度の当該各月の属する四半期」に、「まで」を「まで」に改め、同項第二号中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に、「まで」に改め、同条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改め、同項各号中「まで」を「まで」に改め、同条第七項及び第七項中「平成二十六年度」を「平成二十七年年度」に改める。

別表第一第一〇号中「幼児又は」を「幼児」に改め、「児童福祉施設の子」を「児童福祉施設の子」に改め、同表第一一七、一三〇項を削る。

別表第一の三中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同表第一の三の二及び別表第一の六中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

別表第一の七第七一〇二項中「で政令で定める規格のもの」を削り、同表中第一〇三項を削り、第一〇四項を第一〇三項とし、第一〇五項を第一〇四項とする。

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第二百五条の二の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第○四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日(関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

御名 御璽

法律第十一号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

正する。

第二条第一項中「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改め、同項ただし書中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改め、同項第三号中「次の各号の」を「次の各号のいずれか」に「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改め、同項第一号中「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改め、同項第二号中「第二項各号の」を「第二項各号のいずれか」に改める。

第二条の二中「前条第三項各号の」を「前条第三項各号のいずれか」に「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改める。

第二条の三第三項及び第三條ただし書中「平成二十一年四月一日を」「平成二十七年四月一日」に改める。

第五条第一項中「二十四万円」を「二十五万円」に、「六年」を「五年」に改める。

第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第三項並びに第三条ただし書中「平成二十一年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

附 則

施行期日

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十三年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 第一条又は第二条の規定による改正前の特別弔慰金については、それぞれなお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成二十七年十月一日とする。

4 第二条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成三十三年十月一日とする。

厚生労働大臣 垣崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

正する。

附則第八条第一項中「ものをいう。」の下に「及び特定保育事業(同法第六条の三第九項に規定する家庭の保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者の当該特定保育事業」を加え、「第四条第一項」に改め、同条第三項中「学校」の下に「設置者」を、「保育所等」の下に「設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を加える。

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	<p>第十二条の三（省略） 2～4（省略） 5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>6・7（省略） 第十四条の二（省略） 2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国</p>
現	<p>第十二条の三 同上 2～4 同上 5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から三週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>6・7 同上 第十四条の二 同上 2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国</p>
案	<p>第十二条の三（省略） 2～4（省略） 5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>6・7（省略） 第十四条の二（省略） 2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国</p>

税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は

国外輸出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、

決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書

面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び

決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と

、「同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税及び利子税」と、同条第五項中「国税（附帯税」と

、「過怠税及び国税」とあるのは「関税（附帯税及び関税」と、「当該国税」とあるのは「関税に係る延滞税又は利子税に

関税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税に

替えるものとする。

3 (省略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九條の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

1 (省略)

1の1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項（定義

税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還

付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期

限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」

と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書

面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び

決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と

、「同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税及び利子税」と、同条第五項中「国税（附帯税

とあるのは「関税（附帯税及び関税」と、「当該国税」とあるのは「関税に係る延滞税又は利子税に

関税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税に

3 同上

(輸入してはならない貨物)

第六十九條の十一 同上

1 同上

()に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）

二〇十（省略）
2・3（省略）

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項、第五項及び第六項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国稅通則法の規定	(省略)
読み替えられる字句	(省略)

二〇十 同上
2・3 同上

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項及び第五項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国稅通則法の規定	同上
読み替えられる字句	同上